

2020年5月12日
日本機械輸出組合

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言延長への対応について

5月4日の政府の緊急事態宣言延長に伴い、さる4月10日付け「新型コロナウイルス感染症に係る日本機械輸出組合の対応について」にてお知らせした対応措置を、下記に拠り延長いたします。皆様には引き続きご不便をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 期間 5月11日（月）～5月29日（金）

※ 5月29日以降については、今後の状況により判断いたします。

2. 事務局の業務体制

在宅勤務の継続による少人数での出勤体制の下で以下の通り業務を実施いたします。

(1) 会議・セミナー等について

- ① 実際に会場にご参集いただく形でのセミナー・講演会・委員会等会議の開催は、引き続き中止／延期いたします。
- ② 委員会活動が少しでも円滑に実施されるよう、WEB 会議等の手段を活用し対応するよういたします。

(2) 情報配信について：各グループからの各種情報について、引き続き週一回程度でまとめた配信といたします。

(3) 輸出管理相談業務について

- ① お電話でのご相談対応は引き続き停止いたします。
- ② 組合ホームページにて相談を受け付けますが、ご回答には平時よりもお時間を頂くことがあります。

(4) 貿易保険申し込み業務について

別に掲載している「機械設備包括保険（特定2年未満案件）の申込等の取り扱いについて」に従って包括保険申込を受け付けております。詳細は

<https://www.jmcti.org/hokeng/topics/pdf/200403.pdf> をご参照下さい。

(5) 書籍・刊行物の販売

- ① 窓口での販売、お電話・FAXでの購入受付は、引き続き停止いたします。
- ② 当組合ホームページを通じての購入申し込みは受け付けますが、発送は週1回程度にまとめますので納期に時間がかかることは予めご了解下さい。

(6) お問い合わせ

電話、Eメールでのいずれでもお問い合わせに対応いたしますが、在宅勤務を実施しているため、ご回答には従来よりもお時間を頂くこともありますので予めご了解下さい。

その他ご質問

日本機械輸出組合総務企画グループ

03-3431-9507